

議案第60号

平成31年3月20日提出

松山市長 野志克仁

監査委員の選任に関し同意を求めるについて

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	住所
飯尾 隆哉	松山市歩行町二丁目

(提案理由)

識見を有する者のうちから選任された監査委員石田慎二氏は、平成31年3月22日に任期満了となるので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

地方自治法(抄)

(監査委員の選任及び兼職禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

議案第 61 号

平成 31 年 3 月 20 日提出

松山市長 野志克仁

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	住所
一色 昭造	松山市南斎院町

(提案理由)

教育委員会委員のうち一色昭造氏は、平成 31 年 3 月 31 日に任期満了となるので、
その後任者の任命について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

(任命)

第 4 条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術
及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共
団体の長が、議会の同意を得て、任命する。